

# あなたの暮らしのパートナー ぶぎん税務相談室



# 第59回 結婚・子育て資金の贈与について 2

秋に孫が結婚する予定です。これから結婚・ 出産・育児とお金がかかると思うので、結婚 祝いとは別にまとまった額をあげたいと考えてい ます。この場合の税金はどうなりますか。

今月は結婚資金などの一括贈与をした場合の 税金についてのご質問ですね。

このことについては2018年6月号でもご紹介し ましたが、今回は今年の4月の税制改正も含めてご 説明します。

# ■ 結婚・子育て資金一括贈与非課税制度

親や祖父母から子や孫への金品の贈与については、 原則として贈与税の課税対象となりますが、その贈与 が①生活費に充てるため、②通常必要と認められるも ので、③必要な都度、直接生活費に充てられた場合に は贈与税の課税対象とはなりません。

ぶぎん地域経済研究所 顧問税理士

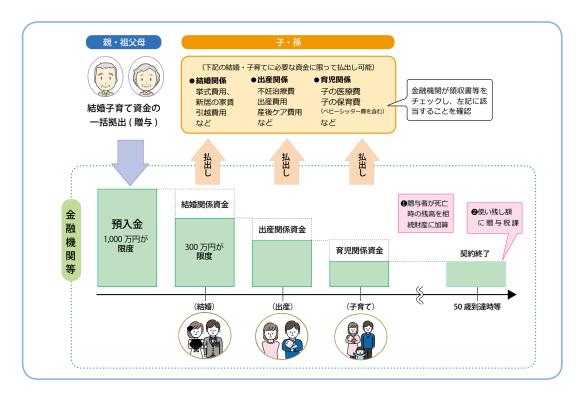
杉山 秀夫 (関東信越税理士会大宮支部) 大井賀津子 (関東信越税理士会川越支部)

また、個人から結婚祝い等の金品の贈与についても 社交上必要なもので、贈与者と受贈者との関係等に照 らして社会通念上相当と認められる場合には、贈与税 の課税対象とはなりませんが、「相当」を超える金品 については贈与税の課税対象となります。

したがって、まとまった額の金品を結婚・子育てを 支援するためにあげるとすると、原則として贈与税の 課税対象となりますが、一定の要件を満たす場合には、 1,000万円まで非課税となる制度があります。

#### 1. 制度の概要

この制度は、両親や祖父母などの直系尊属(贈与者) が子や孫などの直系卑属(受贈者)名義の金融機関口 座等に「結婚・子育て資金」を一括して拠出し、受贈





者がそれを結婚・子育て費用に充て、一定の要件に当 てはまる場合は、受贈者ごとに 1,000 万円 (結婚関 係費用の場合は300万円)まで非課税となるものです。

この制度は、両親や祖父母の資産を子や孫などの若 年層に早期に移転することで、将来への経済的不安を 取り除き、結婚・出産・子育てを支援するために創設 されたものです。

### 2. 要件

- (1) 直系尊属から直系卑属への「結婚・子育て資金」 に充てるための贈与であること
- (2) 受贈者の年齢が 18 歳以上 50 歳未満であること
- (3) 受贈者の贈与を受けた年の前年の合計所得金額が 1,000 万円以下であること
- (4) 受贈者は金融機関等(信託銀行・銀行・証券会社) と「結婚・子育て資金管理契約(以下「契約」とい います。)」を締結し、契約に基づき受贈した金銭等 の預入等をし、金融機関等を経由して「結婚・子育 て資金非課税申告書」を受贈者の所轄税務署に提出 すること(贈与税の確定申告書の提出は不要です。)

#### 3. 結婚・子育て資金

結婚・子育て資金とは、次のようなものをいいます。 (1) 結婚関係資金

会場費、衣装代、飲食費等の挙式費用、賃借する新 居の家賃・敷金など、結婚に際して支出する費用

# (2) 出産関係資金

不妊治療費、妊婦健診費、出産費用、産後ケア費用 など、妊娠・出産に際して支出する費用(受贈者の配 偶者の為の費用も含みます。)

### (3) 育児関係資金

子の医療費、子の保育費(ベビーシッター代を含み ます。)など、育児に際して支出する費用

# 4. 契約期間中の手続

契約の期間中に結婚・子育て資金を支出した場合 は、領収書などを一定の提出期限までに金融機関等 に提出する必要があります。金融機関等では提出さ れた領収書などに基づき結婚・子育て資金口座の残 高を管理します。これを「管理残高」といいます。

#### 5. 契約の終了

契約は、表の「終了の事由」欄の事由により「終了 の日」欄の終了の日に終了します。

なお、表の(2)以外の場合には終了の日の管理残高 が終了した年の贈与税の課税価格に算入されます。

終了の事由	終了の日
(1)受贈者が50歳に達した場合	50歳に達した日
(2) 受贈者が死亡した場合	死亡した日
(3)口座残高が「0」になり、かつ、その口座に 係る 契約 を終了させる合意があった場合	合意に基づき 終了する日

※「口座残高」と「管理残高」は異なる場合があります。

# 6. 契約期間中に贈与者が死亡した場合

贈与者が契約期間中に死亡した場合は、金融機関等 へ「死亡した旨の届出」が必要になります。

- (1) 令和3年3月31日以前の贈与の場合 贈与者が死亡した日の管理残額が相続等により取得 したものとみなされ、相続税の対象となります。
- (2) 令和3年4月1日以降の贈与の場合 受贈者が孫等である場合には相続税の2割加算の 規定が適用されます。

# 7. 改正点

# (1) 適用期限

令和5年3月31日から令和7年3月31日まで2 年間延長されました。

### (2) 贈与税の税率

受贈者が50歳に達した場合等で管理残高に贈与税 が課される場合の税率が、直系尊属・卑属間に適用さ れる特例税率ではなく一般税率となりました。

### ■ご質問の場合

ご結婚されるお孫さんへの贈与が、上記2の要件を 満たす場合は結婚・子育て資金一括贈与非課税制度の 対象となります。

▶さらに詳しくお知りになりたい方は、武蔵野銀行の各支店の窓口、ぶぎん地域経済研究所までお問合せください。